

第4回社会福祉施設職員等退職手当
共済制度の在り方に関する検討会
令和8年7月16日

参考資料 6

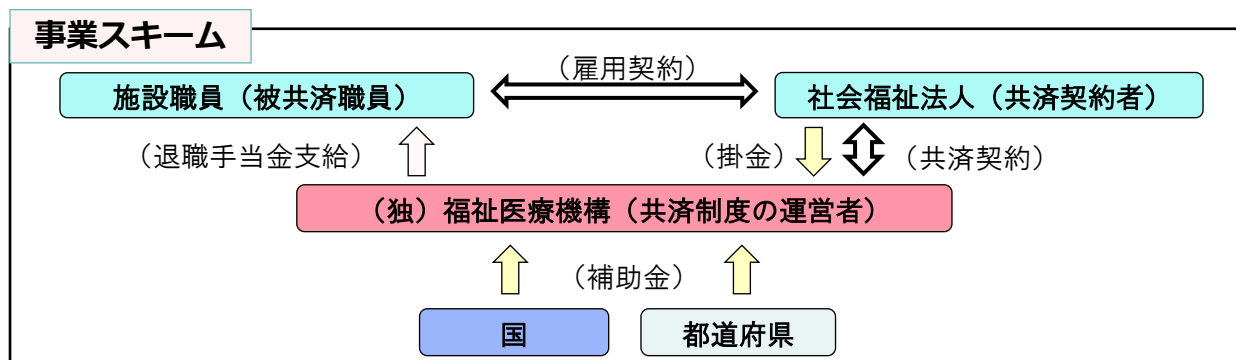
第1回社会福祉施設職員等退職手当
共済制度の在り方に関する検討会
令和8年4月23日

資料 4

社会福祉施設職員等退職手当共済制度の現状及び課題について

社会福祉施設職員等退職手当共済制度について①（制度の概要）

- 社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、昭和36年に制定された「社会福祉施設職員等退職手当共済法」に基づき創設された制度であり、社会福祉法人の経営する社会福祉施設等の職員の待遇改善により、職員の身分の安定を図り、もって社会福祉事業の振興に寄与することを目的としている。
- 制度創設時は、民間の社会福祉施設職員では、職員の給与その他の待遇面で公立の社会福祉施設の職員との格差があり、必要な職員の確保や資質の高い職員の定着化が図られないという実情があった。特に、退職金については積み立てる財源がなく、また、小規模施設が多いことから、独自の制度を設置することが困難な状況がある課題を解消し、官民格差を埋める仕組みとして公費助成を伴う制度として創設された。（なお、公費助成の対象施設はこれまで段階的に縮小）
- 制度創設以来60年以上にわたり、延べ約248万人の被共済職員に退職手当金を支給し、令和7年4月1日現在、16,678の社会福祉法人（社会福祉法人全体の約8割）が加入している。



社会福祉施設職員等退職手当共済制度について②

(財政運営方式、退職手当の支給額)

- 本制度の退職手当金の財源は、共済契約者である社会福祉法人が納付する掛金によって賄われている。また、保育所等については、給付費に対して国・都道府県からそれぞれ3分の1の補助が入っている。なお、運営事務費は別途、福祉医療機構への交付金により手当されている。
- 財政運営は賦課方式を採用。各年度の退職手当金の支給財源は、同年度に共済契約者が納付する掛金（及び補助金）で賄っている。
- 掛金額の設定については「おおむね5年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない」と法定。
- 退職手当金の額は、
 - ・「退職前6か月の本俸平均額」
 - ・「在籍期間に応じて定められた法定の支給乗率」を乗じて算定され、この支給乗率は、勤務年数が長いほど有利になるよう設定されている。
$$(\text{退職手当金} = \text{退職前6か月の本俸平均額} \times \text{在籍期間に応じた法定乗率})$$

※在籍1年以上の者に支給

支給額の例

勤続年数 (被共済職員期間)	5年	10年	20年	30年	40年
退職前6ヶ月間の本俸の 平均額(俸給表に定める額)	20万円	22万円	28万円	33万円	41万円
計算基礎額	19万円	22万円	28万円	32万円	36万円
支給乗率	2.6100	5.2200	20.4450	36.1050	46.5450
退職手当金見込額	約50万円	約115万円	約572万円	約1,155万円	約1,676万円

支給実績(R7年度)

【支給者数】	82,574人
【支給総額】	1,452.2億円
【支給平均】	1,758,622円

社会福祉施設職員等退職手当共済制度について③（加入対象、公費助成等）

- 共済契約を締結できるのは社会福祉施設等を経営する社会福祉法人のみとなっており、契約締結は**各法人の任意**である。
- 本制度は賦課方式であるため、**掛金は個々の職員ごとに積み立てられるのではなく、当該年度における制度全体の給付財源に充てられる**ことから、法人が契約を解除した場合、その職員に退職手当金は支給されず、また、それまでに納付した掛金は返金されない仕組みとなっている。
- 法人が納付する掛金への国・都道府県の公費助成はこれまで段階的に廃止されてきており、現在は保育所や措置施設に対して助成が行われている。

※保育所及び幼保連携型認定こども園に対する公費助成の在り方については、別途こども家庭庁における審議会（こども子育て支援等分科会）において、他の経営主体とのイコールフットィングの観点及びこども未来戦略（こども・子育て支援加速化プラン）に基づく保育人材確保の状況等を踏まえて、更に検討を加え、令和8年度までに改めて結論を得ることとされている。

社会福祉法人の経営する施設等

保育所

措置施設
(児童養護施設・救護施設 等)

等

● **公費助成あり**(法人・国・都道府県が1/3ずつ負担) (保育所・認定こども園については、「公費助成を一旦継続しつつ令和8年度までに改めて結論を得る。」とされている)

特別養護老人ホーム

障害者支援施設

等

● **公費助成なし**(法人がすべて負担)
● 他の経営主体とのイコールフットィングの観点から順次公費助成を廃止。

介護老人保健施設

有料老人ホーム

等

(廃止前に加入した職員分については公費助成を継続)
平成18年 高齢者関係の施設・事業について廃止
平成28年 障害者関係の施設・事業について廃止

社会福祉施設職員等退職手当共済制度について④（掛金額、加入職員数等）

- 職員一人当たりの掛金（年額）は、令和8年度に148,500円となっている。保育所等については公費助成がなされていることから、職員一人当たりの掛金（年額）は49,500円となっている。
- 加入職員は約88万人で、そのうち保育所や措置施設等で勤務する職員が45%、介護・障害分野の施設等で勤務する職員が49%を占めている。
- 加入している社会福祉法人のうち、職員数が100人未満の法人が全体の約9割を占めている。

掛金額その他の詳細情報

職員1人当たり掛金・年額(R8年度)

- ①保育所、措置施設 49,500円
- ②介護・障害分野、③申出施設等 148,500円

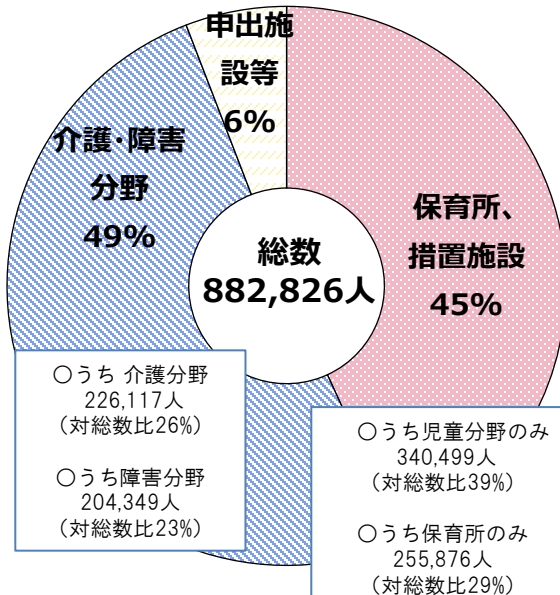
加入する施設数(職員数)の内訳(R7.4.1時点)

- ① 20,070施設 (396,125人)
 - ② 36,794施設 (430,466人)
※ うち公費助成「あり」147,313人
「なし」283,153人
 - ③ 7,760施設 (56,235人)
- 合計 64,624施設 (882,826人)

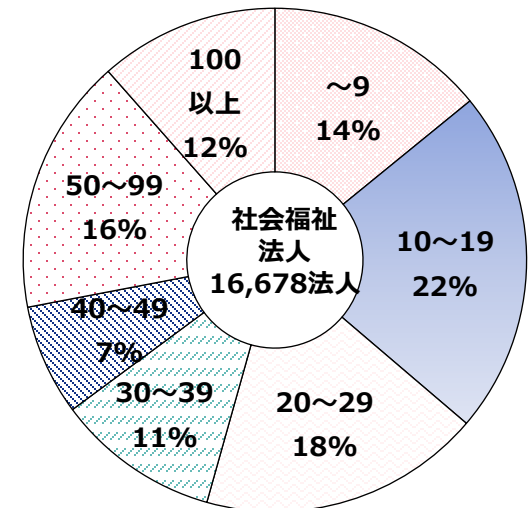
国庫補助額(R8予算) 292.8億円

※児童福祉に関係する施設・事業相当分
(206.4億円) はこども家庭庁において計上

加入職員の施設別内訳



加入社会福祉法人の職員規模別内訳



※加入職員100人未満の法人が約9割を占める。
令和7年4月1日時点

(参考) 近年の制度見直しについて

【創設経緯】

公立の社会福祉施設職員と民間の社会福祉施設職員の処遇面での均衡をはかる観点から、給付水準を国家公務員準拠とし、公的補助がなされる退職手当共済制度を創設。

○平成18年見直し

介護保険における民間とのイコールフティングの観点から介護分野における公費助成の見直し。（制度改正時点で制度に加入していた者に対する公費助成継続の経過措置あり）

掛金負担の増加が見込まれる中で、制度の安定化を図る等の観点から給付水準の見直し。（1割程度引下げ）

その他、加入期間の合算（通算）について、退職後2年以内に再び制度加入法人に復帰した場合は、前後の加入期間を合算することを可能とする改正を行った。（従来は空白期間のない場合のみ認められていた）

○平成28年見直し

障害分野における公費助成の見直しについては、民間とのイコールフティングの観点から、株式会社等の経営主体の参入、措置から報酬制度への移行という環境の変化も踏まえて、公費助成を廃止。（制度改正時点で制度に加入していた者に対する公費助成継続の経過措置あり）

職員の定着に資するよう長期加入に配慮したものとするのが適当であるから、民間との均衡を考慮しつつ、現行（当時）の国家公務員退職手当共済制度の支給乗率に準拠する給付水準の見直し（※）。

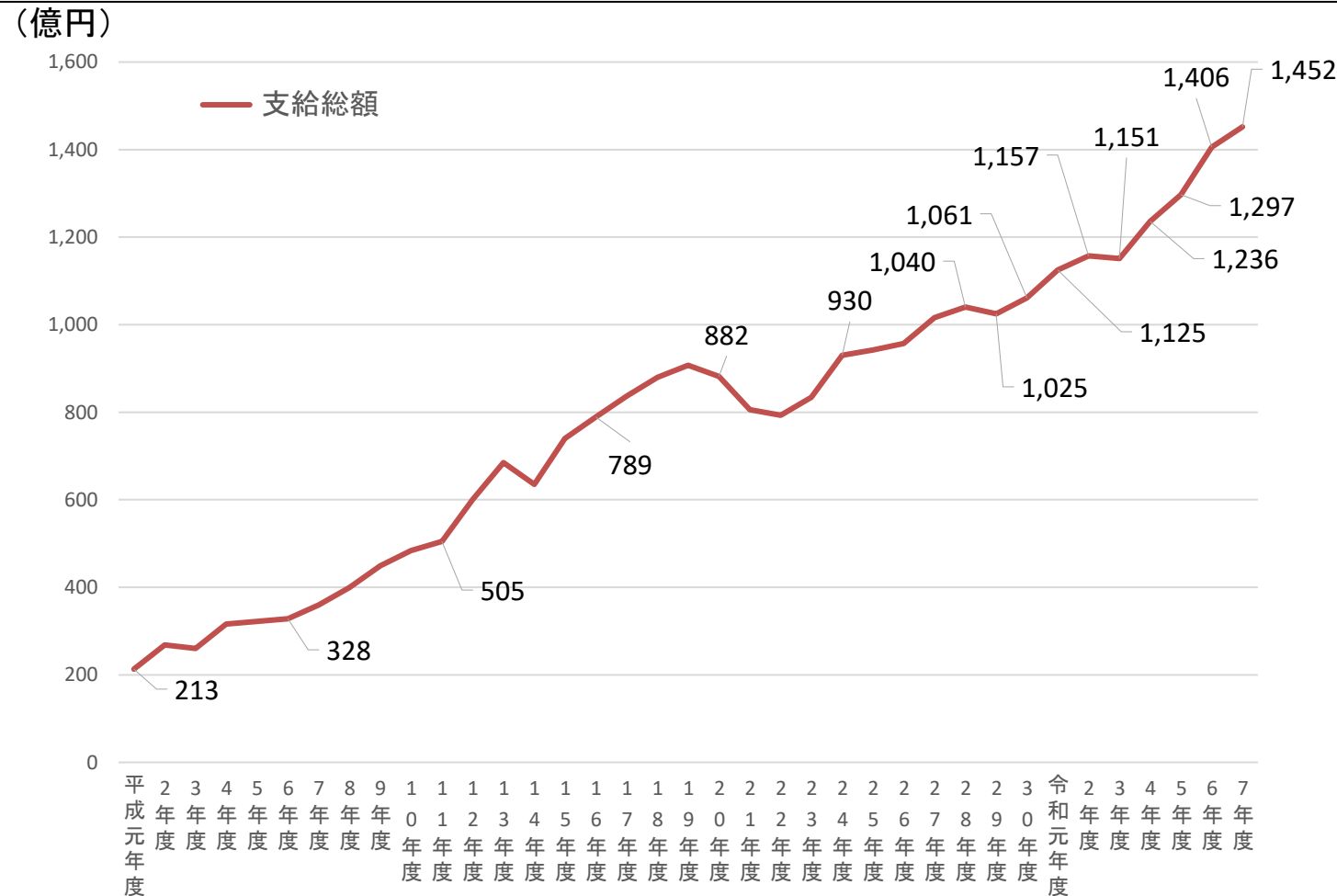
その他、加入期間の合算（通算）期間を2年以内から3年以内に拡充する改正を行った。

（※）国家公務員の退職手当については平成29年に官民均衡をはかるための給付水準の見直しが行われたが、これに伴う本退職手当共済制度の給付水準の見直しは行っていない。

退職手当支給総額の推移

現状と課題

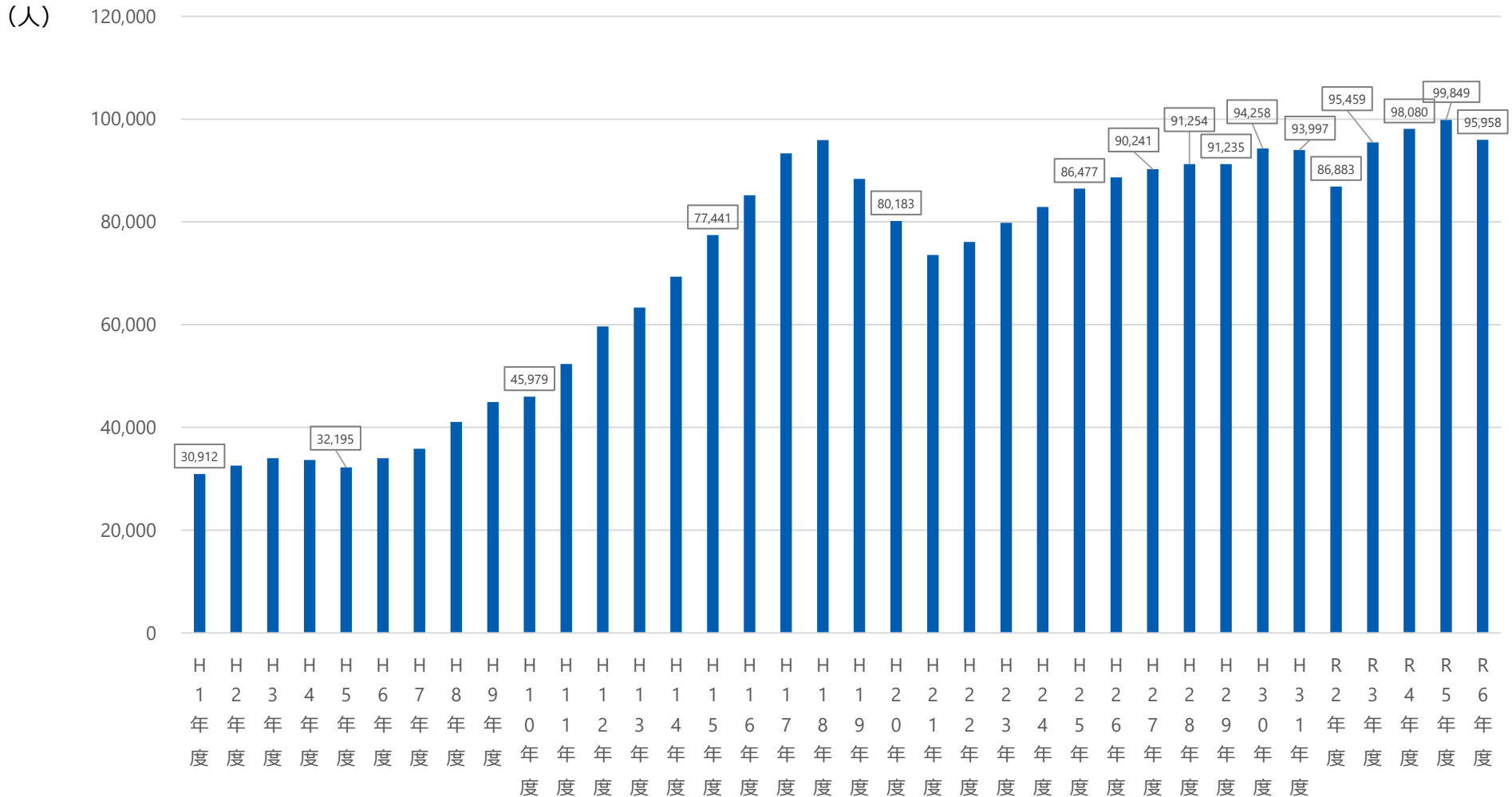
- 退職手当の支給総額は、直近5年で1.26倍に増加（R3：1,151億円 → R7：1,452億円）
直近10年で1.40倍に増加（H28：1,040億円 → R7：1,452億円）
- 退職者数の増加、勤続年数の長期化及び賃金増の影響が継続することを踏まえると、今後も給付増が見込まれる。



退職手当支給総額増の要因①（退職者数の増加）

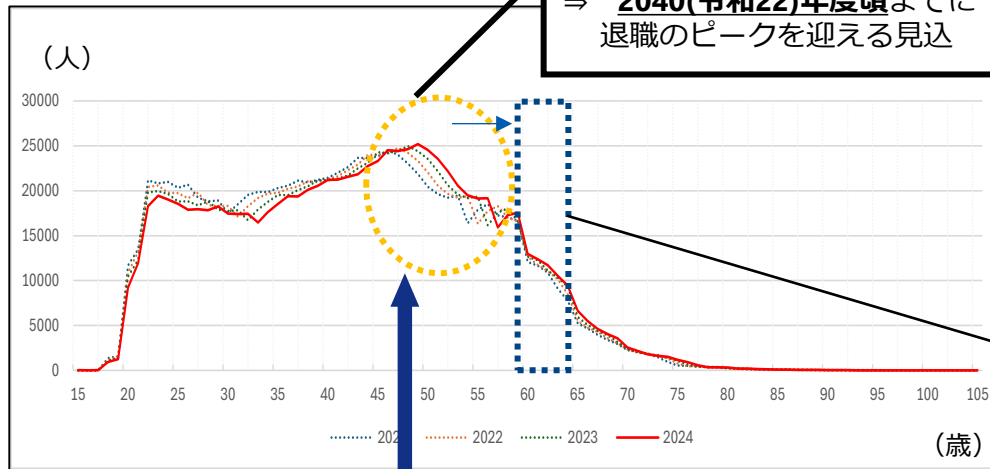
- 退職者数は、直近5年で、1.10倍に増加（R2：86,883人→R6：95,958人）※
直近10年で、1.06倍に増加（H27：90,241人→R6：95,958人）

※令和2年度は退職者数が大幅に減少している。（新型コロナウイルス感染症の影響と考えられる）



退職者数の増加の要因（加入職員の年齢分布等）

▶【年齢別の制度加入職員の分布】

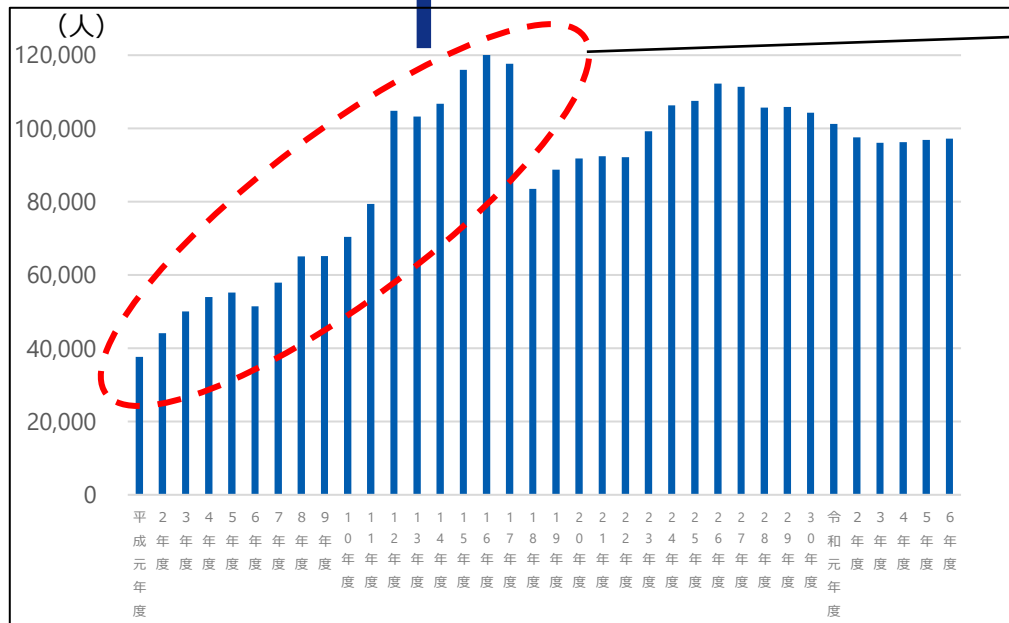


2024年度で50歳前後が最多。
⇒ **2040(令和22)年度頃**までに
退職のピークを迎える見込

- 介護保険制度創設(H12)の前後に多数加入した世代が退職期を迎え、近年、退職者数が増加してきている。
- 2040（令和22）年度頃までに退職のピークを迎える見込み。

60歳～65歳の加入職員数が増加し、今後も更に増加が見込まれる。

▶【新規加入者推移】

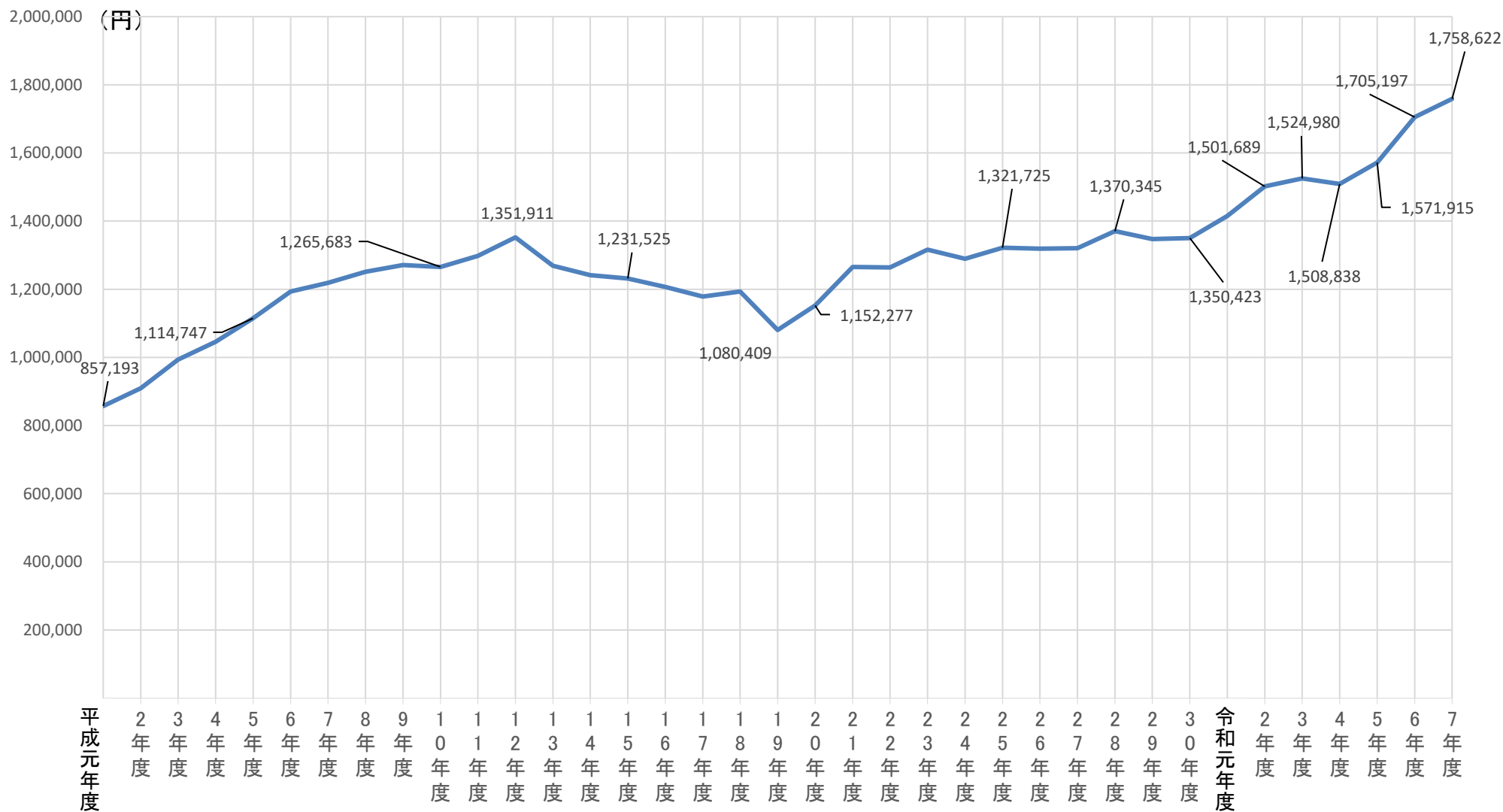


ゴールドプラン（H1）、エンゼルプラン（H6）等による社会福祉施設の整備推進や介護保険制度創設（H12）の前後に、新規加入者は大幅に増加。

出典：独立行政法人福祉医療機構業務統計等を基に社会・援護局福祉基盤課にて作成（各年度末時点の数値）

退職手当支給総額増の要因②（退職手当一人当たりの平均支給額の増加）

- 1人当たり平均支給額は、直近5年では1.15倍に増加（R 3：152万円→R 7：176万円）
直近10年では1.28倍に増加（H28：137万円→R 7：176万円）

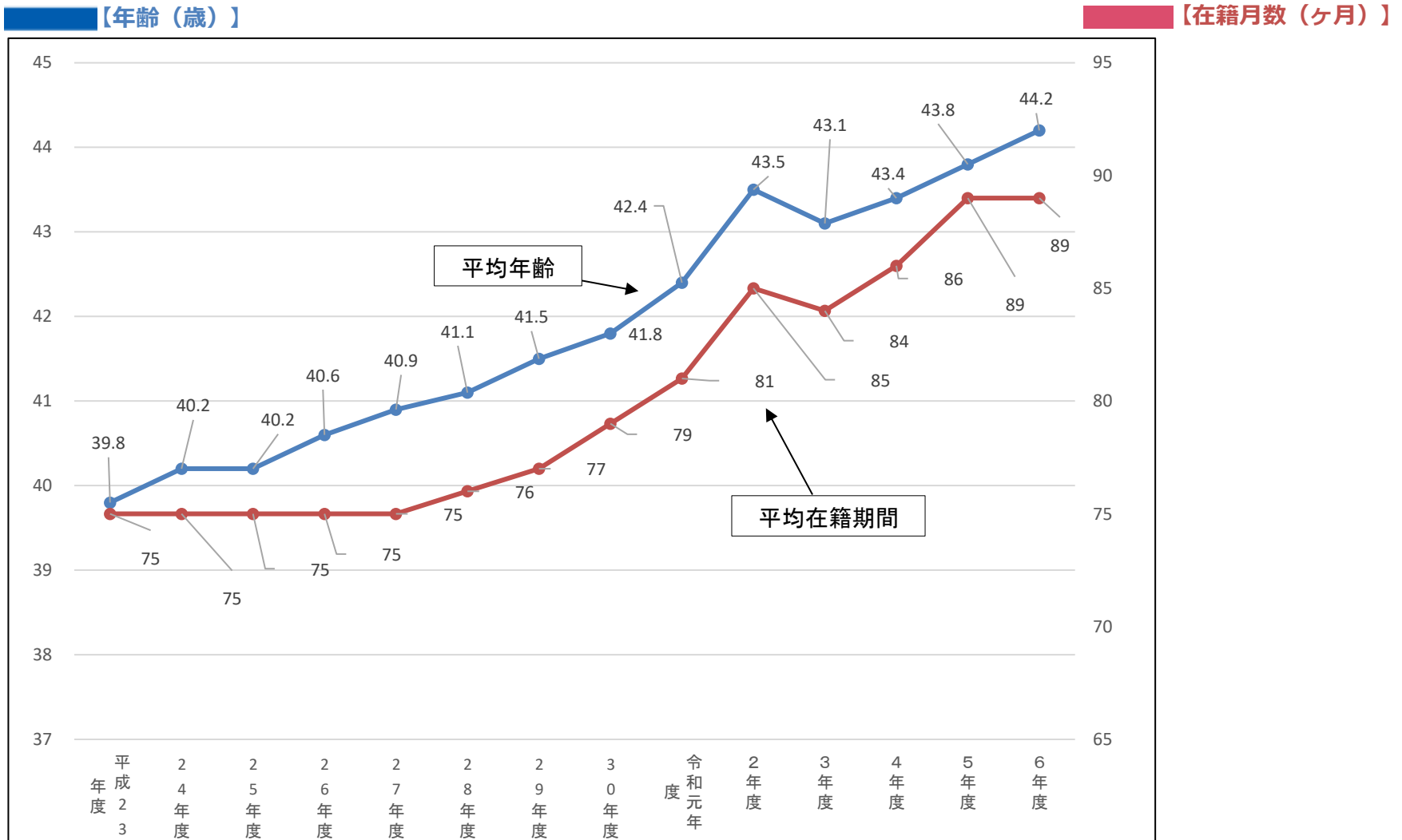


出典：独立行政法人福祉医療機構業務統計等を基に社会・援護局福祉基盤課にて作成（各年度末時点の数値）

退職手当一人当たりの平均支給額増加の要因(平均年齢、平均在籍期間の増加)

【退職者の平均年齢及び平均在籍期間】

- 退職者の平均年齢は、直近5年では+0.7歳、直近10年では+3.3歳増加（H27：40.9歳→R6：44.2歳）
- 退職者の平均在籍期間は、直近5年では+4月、直近10年では+14月増加（H27：75月→R6：89月）



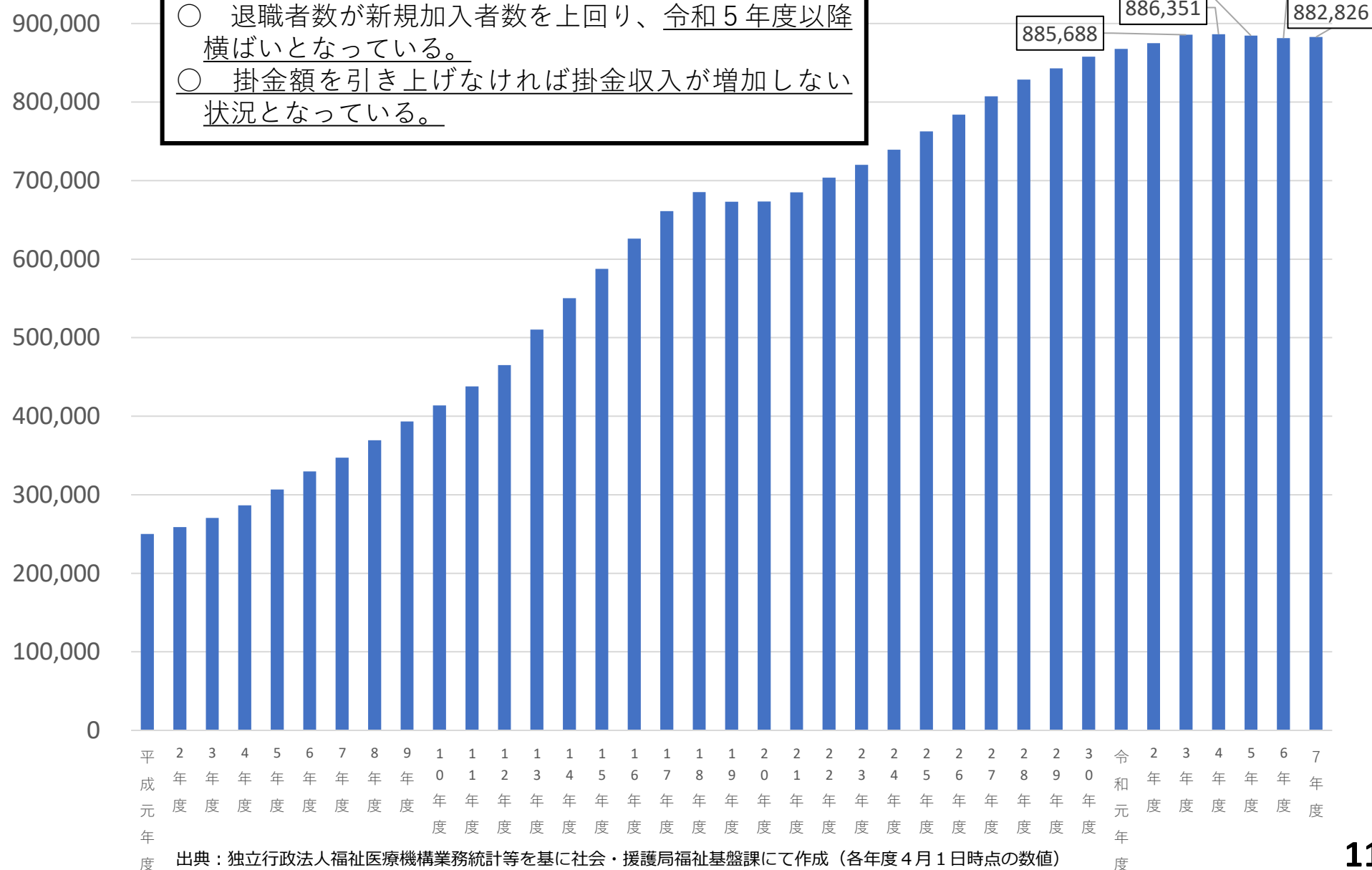
出典：独立行政法人福祉医療機構集計値を基に社会・援護局福祉基盤課にて作成(各年度末時点の数値)

制度加入者（職員）「総数」の推移

(単位：人)

現状と課題

- 退職者数が新規加入者数を上回り、令和5年度以降横ばいとなっている。
- 掛金額を引き上げなければ掛金収入が増加しない状況となっている。



出典：独立行政法人福祉医療機構業務統計等を基に社会・援護局福祉基盤課にて作成（各年度4月1日時点の数値）

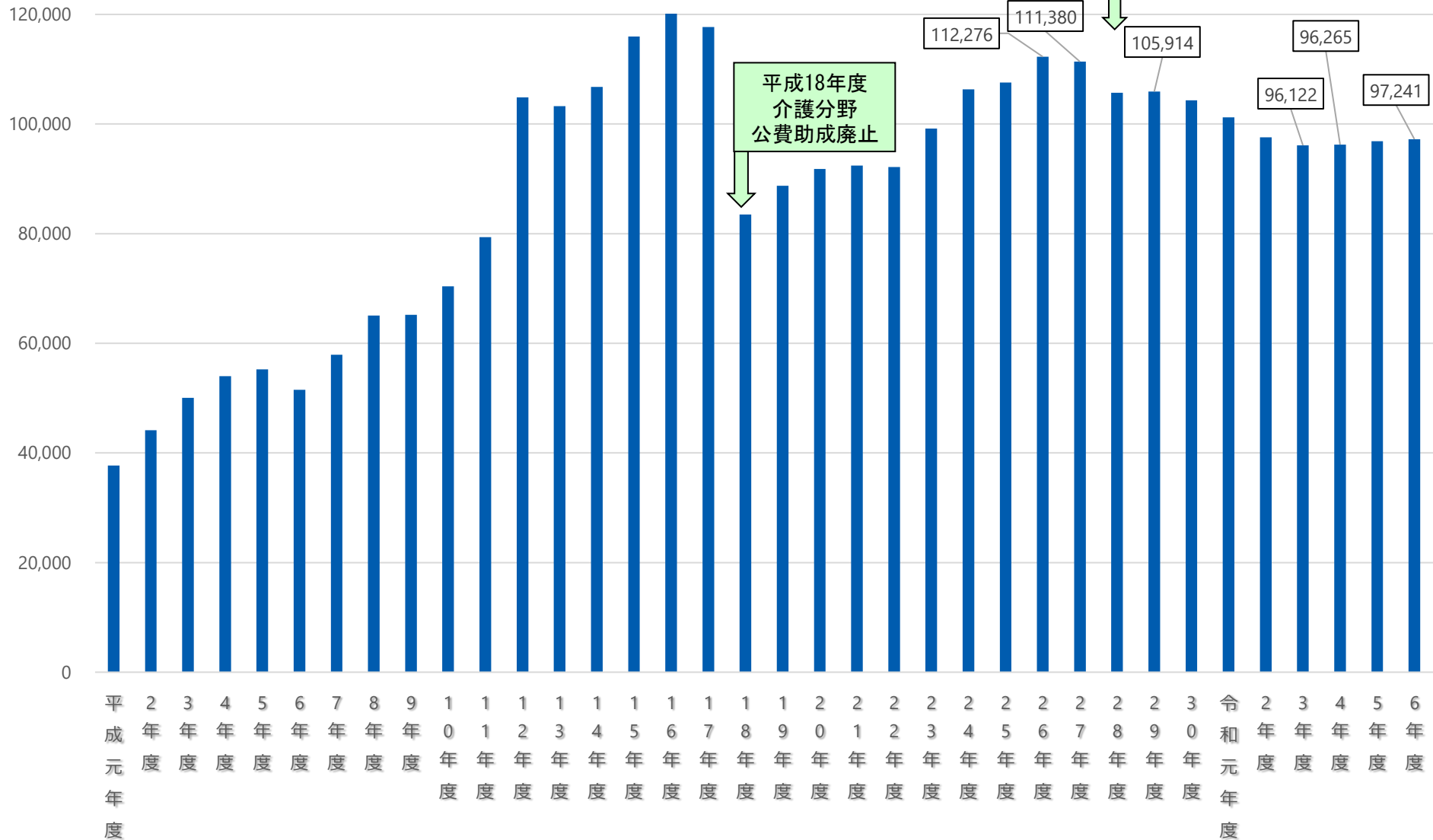
制度加入者総数が横ばいの要因①（新規に制度に加入した者（職員）数の推移）

(単位：人)

平成27年度以降、新規加入者数は減少傾向。直近はほぼ横ばいとなっている。

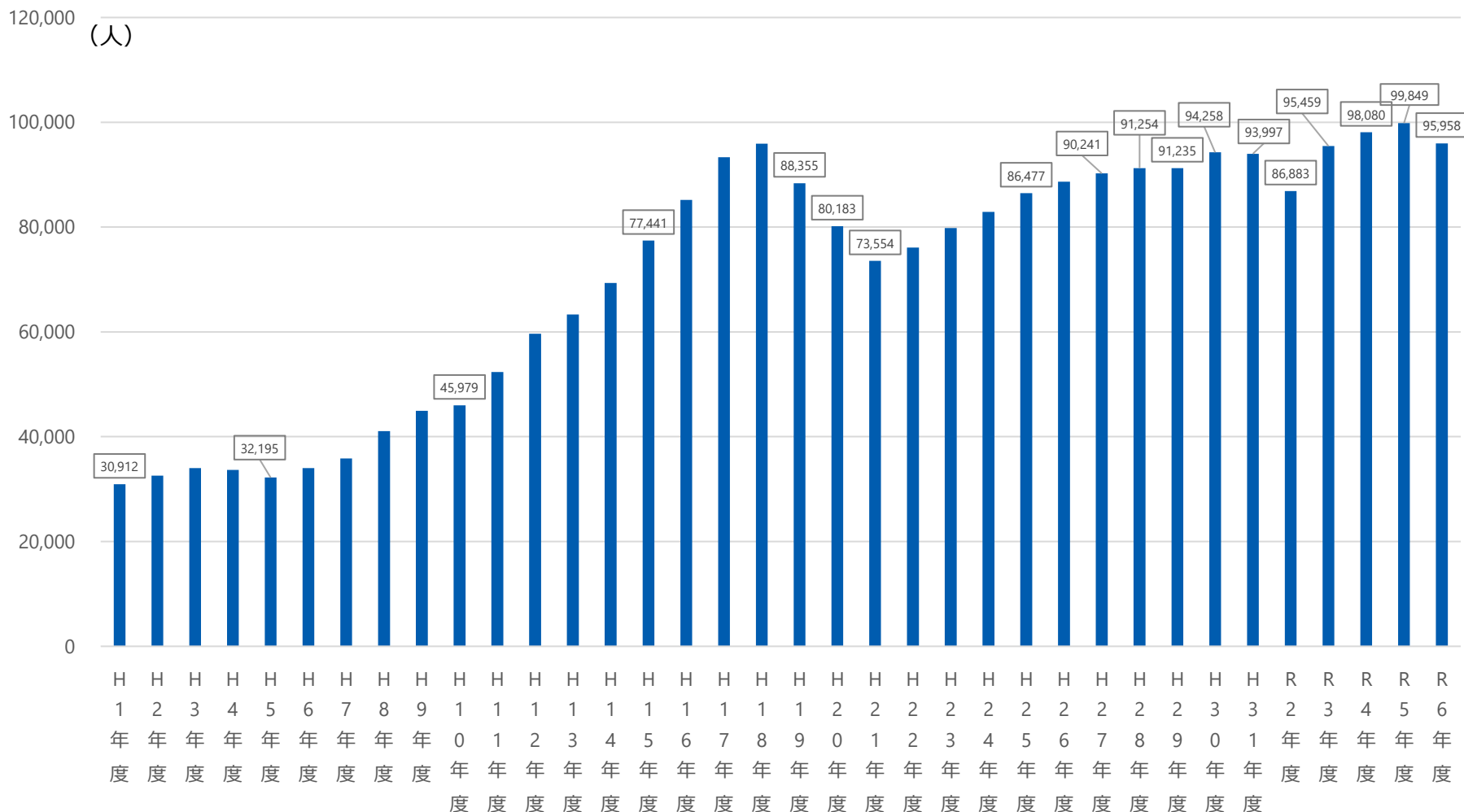
平成28年度
障害分野
公費助成廃止

平成18年度
介護分野
公費助成廃止



- 退職者数は、直近5年で、1.10倍に増加（R2：86,883人→R6：95,958人）※
直近10年で、1.06倍に増加（H27：90,241人→R6：95,958人）

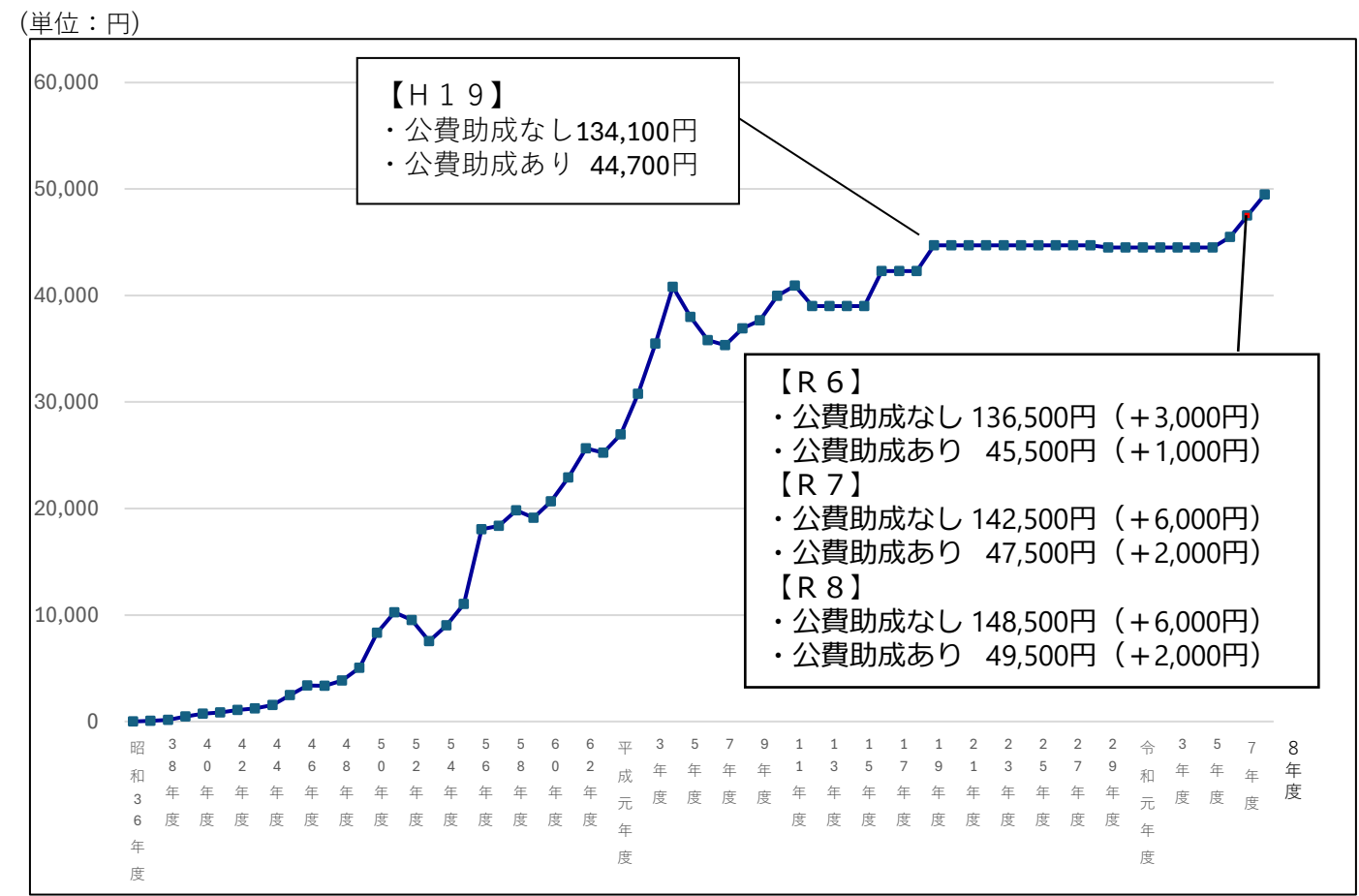
※令和2年度は退職者数が大幅に減少している。（新型コロナウイルス感染症の影響と考えられる）



職員 1 人当たり掛金額（年額）の推移

年度	掛金額(年額) [円]			
	公費助成あり		公費助成なし	
	掛金額	対前年度比	掛金額	対前年度比
5年	38,000	-2,800		
6年	35,820	-2,180		
7年	35,340	-480		
8年	36,900	1,560		
9年	37,670	770		
10年	39,960	2,290		
11年	40,920	960		
12年	39,000	-1,920		
13年	39,000	0	117,000	117,000
14年	39,000	0	117,000	0
15年	39,000	0	117,000	0
16年	42,300	3,300	126,900	9,900
17年	42,300	0	126,900	0
18年	42,300	0	126,900	0
19年	44,700	2,400	134,100	7,200
20年	44,700	0	134,100	0
21年	44,700	0	134,100	0
22年	44,700	0	134,100	0
23年	44,700	0	134,100	0
24年	44,700	0	134,100	0
25年	44,700	0	134,100	0
26年	44,700	0	134,100	0
27年	44,700	0	134,100	0
28年	44,700	0	134,100	0
29年	44,500	-200	133,500	-600
30年	44,500	0	133,500	0
令和元年	44,500	0	133,500	0
2年	44,500	0	133,500	0
3年	44,500	0	133,500	0
4年	44,500	0	133,500	0
5年	44,500	0	133,500	0
6年	45,500	1,000	136,500	3,000
7年	47,500	2,000	142,500	6,000
8年	49,500	2,000	148,500	6,000

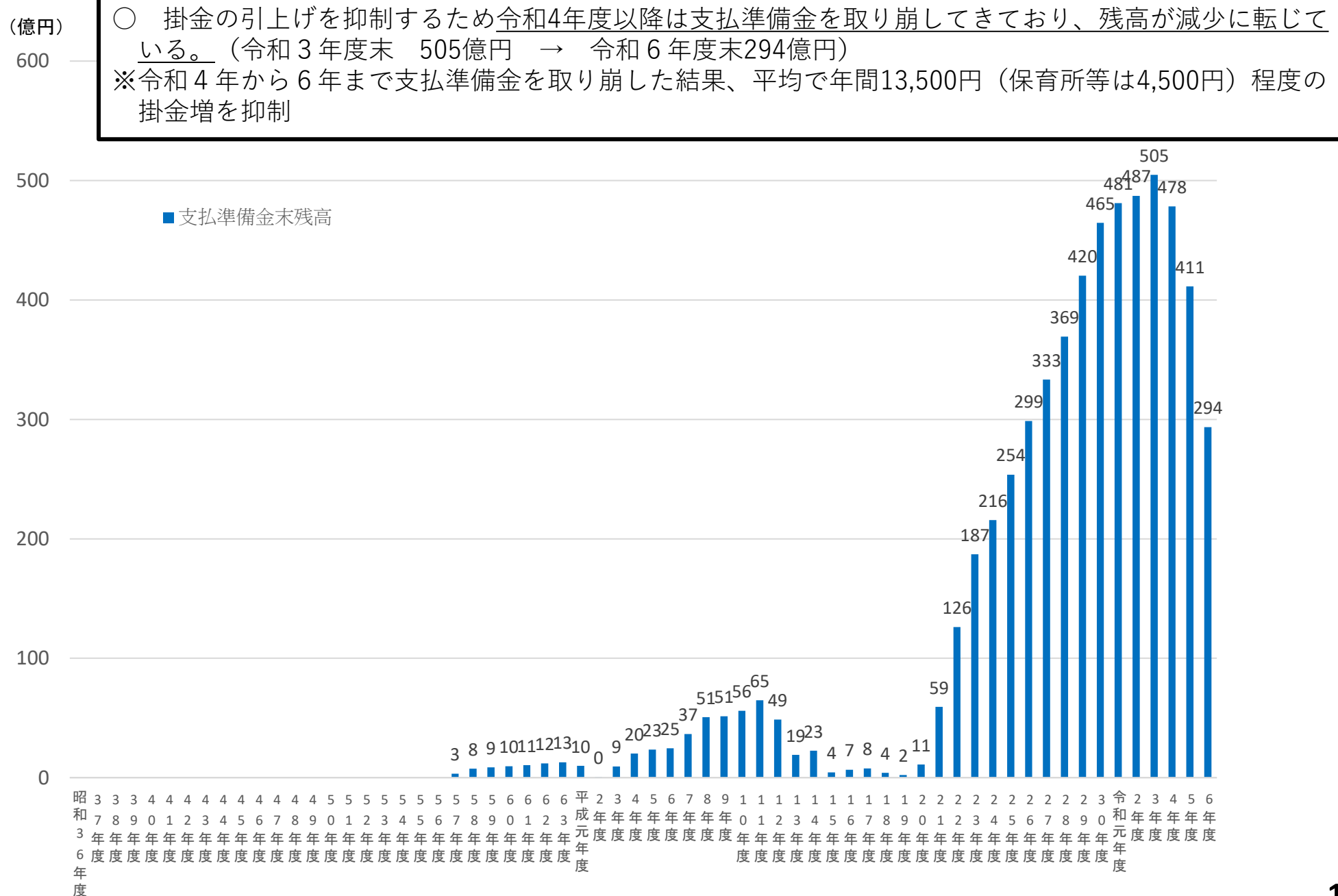
○ 職員一人当たりの掛金額（法人が全額負担）は平成19年度（年額134,100円（保育所等は44,700円））から据え置いてきたが、令和 6 年度に年額3,000円（保育所等は1,000円）、令和 7 年度及び令和 8 年度にそれぞれ年額6,000円（同2,000円）の引上げを行った。



※ 制度創設から平成12年度までは単年度で財政の均衡を図り掛金を設定する方式。平成13年度以降は概ね5年間の財政の均衡を図り掛金を設定する方式（法定）

※ 平成13年度から社会福祉法人が一体的に経営する社会福祉施設等以外の施設（老健施設等）を申出施設として加入対象にできることとなったことから、公費助成なしの掛金を設定。

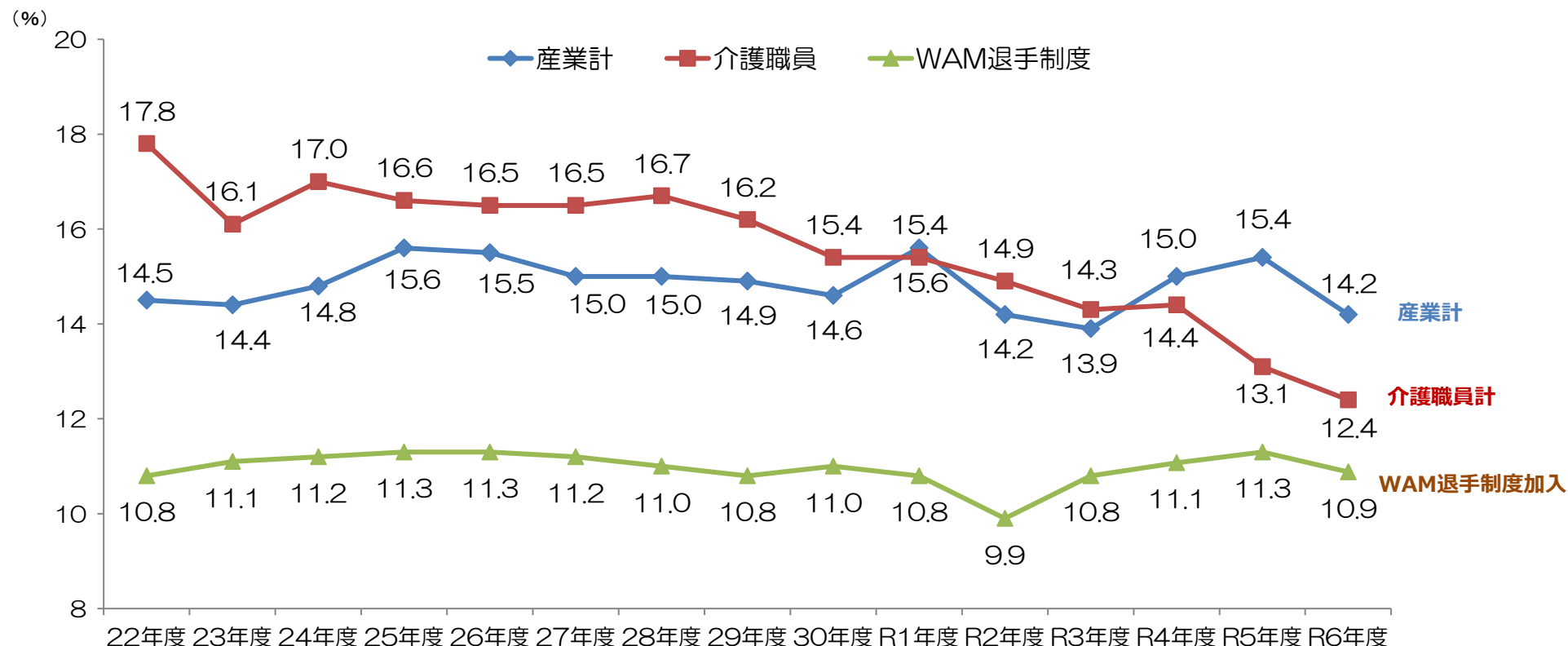
支払準備金残高の推移



(参考) 離職率の比較について

○ 福祉医療機構（WAM）の退職手当共済制度に加入している法人の離職率は、「産業計」や「介護職員計」と比べて低くなっている（離職率：産業計14.2%、介護職員計12.4%、退手加入計10.9%）

【産業計・介護職員計・福祉医療機構退職手当共済制度加入法人の離職率の比較】



注) 離職率 = 1年間の離職者数 ÷ 労働者数

【出典】産業計の離職率：厚生労働省「雇用動向調査」

介護職員の離職率：（財）介護労働安定センター「介護労働実態調査」